

学校法人鳥取家政学園情報公開規程内規

(文書開示申出書の記載事項)

1 学校法人鳥取家政学園情報公開規程(以下「規程」という。)第5条第1項第3号の別に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 開示の方法

(2) 開示申出者が規程第4条第5号に掲げるものであるときは、そのものの有する利害関係の内容

(開示の方法)

2 規程第7条第2項の別に定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。

| 電磁的記録の種別 | 開示の実施の方法 |
|---------------------------------|--|
| 1 フレキシブルディスクに記録され、又は記録され得るもの | 用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又はフレキシブルディスクに複写したものの交付 |
| 2 録音テープ又はビデオテープに記録されたもの | 視聴又は録音テープ若しくはビデオテープに複写したものの交付 |
| 3 映画フィルム、録音ディスク又は録画ディスクに記録されたもの | 視聴 |
| 4 1から3までに掲げるもの以外のもの | 用紙に出力したものの閲覧又は交付 |

(費用負担の額)

3 規程第12条第2項の別に定める費用負担の額は、文書の写しその他の物品の作成に要する費用については1枚(ビデオテープ及び録音テープについては1巻)につき500円とし、文書の写しその他の物品の送付に要する費用については郵便料金の額によるものとする。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。